

令和7年5月9日 開会

令和7年5月9日 閉会

(臨時第2回)

日吉津村議会会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 29 号

令和 7 年第 2 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 25 日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和 7 年 5 月 9 日 午前 11 時 00 分

2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

齊 田 光 門

加 藤 修

江 田 加 代

長谷川 康 弘

前 田 昇

石 原 浩 明

河 中 博 子

橋 井 満 義

松 田 悦 郎

山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第2回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和7年5月9日(金曜日)

議事日程（第1号）

令和7年5月9日 午前11時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例の一部を改正する条例）
 - 日程第4 議案第31号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
 - 日程第5 常任委員会の選任について
 - 日程第6 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について
 - 日程第7 議会運営委員会の選任について
 - 日程第8 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第31号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更の件
- 追加日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第5 副議長の選挙
- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について

追加日程第 6 行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告

追加日程第 7 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

出席議員（10 名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	里 英 樹	書 記	森 下 瞳
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	中 田 達 彦	副村長	小 原 義 人
総務課長	橋 田 和 久	住民課長	森 由紀子
福祉保健課長	矢 野 孝 志	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	奥 田 和 弘	教育次長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午後 1 時 30 分 開会

○議長（山路 有君） ただいまから令和 7 年 5 月 9 日第 2 回日吉津村議会臨時会を開催します。

それでは会議を開きます。ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、令和 7 年第 2 回日吉津村議会臨時会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、9 番、松田悦郎議員、1 番、斉田光門議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（山路 有君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

日程第 3 承認第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました承認第 1 号、日吉津村税条例の一部を改正する条例の専決処分について提案理由を申し上げます。これは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日を期日として専決処分を行ったものであります。

主な改正内容についてですが、軽自動車税における種別割の 2 輪車の車両区分の改正及び身体障害者等に係る種別割の減免などについて改正を行う他、固定資産税における特定マンションに係る減額適用に関する規定の追加及び平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例規定の削除などについて改正を行うものでございます。

以上、承認第 1 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから承認第 1 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから承認第 1 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから承認第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、承認第 1 号は原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 31 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 31 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。提案者から、提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 31 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について提案理由を申し上げます。歳入歳出それぞれ 6,281 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 1,162 万 2,000 円とするものです。歳出の主なものをご説明申し上げますので 5 ページをご覧ください。第 6 款商工費、第 1 項商工費、第 1 目商工振興費に 6,175 万円の増額を計上しておりますが、アンテナ店舗整備事業委託料 4,585 万円などの委託料の増額が主なものでございます。

つづいて歳入の主なものについてご説明申し上げますので、4 ページをご覧ください。第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費国庫補助金では、3,137 万 5,000 円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしましたアンテナ店舗整備事業委託料等に充当する新しい地方経済生活環境創設交付金、いわゆる第 2 世代交付金の増額によるものでございます。第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政長調整基金繰入金において、3,143 万 5,000 円の繰入で調整をしております。

以上、議案第 31 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから議案第 31 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。主にこの概要書の方で質問させていただいたと思います。

まず、概要書の 2 ページのところに、今回デイサービスセンターを、施設を併せて指定管理に出すという方向で、そのための審査のための報酬が予算化されておりますが、この間も伺っておるかと思いますが、現在の福祉協議会が村の委託を受けてやっている事業の中で、なかなか介護報酬の収入と、それから人件費のバランスという点では現状においては赤字が厳しいと、赤字がなかなか解消できないというふうな点を伺っております。その前提において、質問としてはここにおいて 2 点ですが、そもそも民間のノウハウやアイデアを生かすという点でいえば、この間社協に委託してきたデイサービス事業を、民間の会社に委託するという方法はないのか、その点が一点。

それともう 1 点は、今回は施設も含めた指定管理者制度に導入するということですが、指定管理になりますと、その施設の運営は基本的にその受けた側の裁量に任せるわけですね。それで自由度がある面もあるかもしれませんが、この間村として大事にしてきたデイサービスセンターの運営そのものが、多少変質してしまう危険性もあると思うんですが、その質問の趣旨は、要するに民間事業者指定管理にすることによって、この間の社協の委託とで克服できなかった部分が果たして克服できるのか、どういったメリットがあるのかっていうところを、村としてはどのように捉えられているのかという点が 2 点目の質問になります。

それから次に、概要書の 3 ページで地方創生の視察研修ということで、これを委託費で組んでありますけども、これ委託費というのは一体どういう方をお願いするのか、公団にあります公社の方に委託するという意味なのか、この事業についての内容とそれから委託で行うということの趣旨をご説明いただいたらなと思います。

それから次に 4 ページで、アンテナ店舗等を作るということで、村の日吉津村づくり公社というものを設立しましたということで、5 月 1 日にもう設置されたということでありまして、予算の段階での公社を設置するということは伺っておりましたが、5 月 1 日に設置されたということでありますが、その辺の内容について、やはり議会ともう少し事前の協議が必要だったんじゃないかと思いますが、その点についての認識を聞きたいと思います。

それから公社については、当面ここに記載されているメンバーの方で運営されるということですが、果たしてこの目的する事業ですね、定款ですからすべてを一気にやるということではないと

と思いますが、これだけ幅広い事業を要するにスタッフ、従業員さんも雇わずに果たしてできるのかってところで、その辺のまあ当面今年こういった形でこの会社が運営されるのかっていうことを伺いたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まずは、デイサービスセンターの指定管理に関わるご質問でございましたけども、まず民間事業者への委託ということが考えられなかったかというご質問だったかと思いますが、広く事業者の方を公募させていただいた中で、適正な事業者を選定していきたいというところで、このような公募をするような形を念頭に準備を進めたいというふうに思っております。公募するにあたりましては、これから選定委員会等でご協議いただくことになりますけども、募集要件でありますとか、実際、村がどのような事業を運営していただくといいかというところも当然しっかり盛り込んだ中で、募集要項を作成してまいりまして、その村の意向に沿った事業者というのを当然選定していく形にもなろうと思っておりますので、ご指摘のとおり、いままでもなかなか運営が厳しかった中ではありますけども、何とかここは改善できるような方法を民間のノウハウの中でしていきたいなというふうに思っております。従来からのたとえば定員の適正化でありますとか、あるいは介護報酬を受けるにあたっては、加算を取るような職場の体制等もとっていただいておりますね、なんとか適正な運営ができるようにということは、指導といいますか、社協とは話をしてきた中ではございますけども、なかなかそこがうまくいってなかったという部分もございますので、なんとか新しい指定管理者の事業者の中で、そのあたりも含めて適正な運営が図れるようにということを考えておりますので、そのような中で公募をかけまして、事業者の選定もしっかり行なってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。それで次の地方創生マネジメント事業から地方創生2.0、新たな産業づくり事業について答弁申し上げたいと思います。まず、地方創生マネジメント事業の旅費に関して、委託であがっているのはなぜかということでございますけれども、これは議員おっしゃいましたように、この度設立をいたしました公社の方に委託をして実施をしていただくというようなやり方を考えているものでございます。これは対象となるのが、民間の方がこういった視察に出かけるという旅費ということが対象になって来るものでありますので、ぜひ、これ民間が主となったこの公社の方で機動的に使っていただけるように、委託というような方式を提案させていただいておりますのでございます。

次は、新たな産業づくりの関係でございまして、公社の立ち上げに関しましてですけれども、まあ

議会の方にももう少し説明があっても良かったんじゃないかということでもありますけれども、あのまあ当初3月の議会で、出資金等についてご説明をさせていただいたところで、必要なご説明をさせていただいたというふうに認識をしております。その中でも予算認めていただき、なるべくスピード感をもって、この公社設立をして事業にあたっていきたいという思いでございまして、今あのこの度4月、1カ月かけて5月1日には設立の運びとなったということでございます。今後も、この公社が主となっていろいろな事業をしていくわけでございますので、また議会の方にもですね、必要な情報提供させていただきながら、事業を進めていければというふうに考えているところでございます。

それからのスタッフの関係でございます。現在のところですね、具体的に何名雇用してという計画は持ち合わせておりませんけれども、今後、村内のアンテナ店舗の整備等に伴って、その運営スタッフなどが必要になってくるということも十分に想定をされますので、こうしたところ事業の進捗に合わせてですね、その雇用というのにも検討していくということで考えているところでございます。あの委託事業いくつかあるところでございますので、この委託事業の中からもその委託に必要な人件費というのは捻出していただけるかなというふうに考えておりますので、その辺り、今後検討しながら進めていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） まず一点目は、申し訳ないですけどもあんまり答弁になってないと思うんですね。指定管理者制度の良さ悪さということがあると思うんで、なぜ指定管理者制度にするのかというところの、あの意味合いがもう一つよくわからなかったと思います。結局、そのたとえば指定管理者をこの一年間ぐらい、まああるいは半年なんでしょうか。半年ぐらいで、事業者を決まる、あるいは場合によってなかなか要件に合わないっていう、その段階で現在の社協の経営に対しての、たとえば、その村としての補填みたいな、あのあるいは支援とか、そういったことは考えられているのかっていうことを1点伺いたいと思います。

それから、指定管理の状況については情報提供いただけるとは思いますが、少なくとも、日吉津村のデイサービスをどうするんだっていうところ言えばですね、あの業者が決まりましたから議決だっただけでは、やっぱり不十分なんじゃないかなと思うんで、これは要望になるかと思いますが、ぜひですね、要項を定める段階あたりにも、きちんと情報提供いただきたいということを1点要望したいと思います。

それから次ですが、あの今の視察研修を、結局委託で公社の皆さんにと言ってもですね、公社の皆さんといっても現時点ではそんなに限られた人数で、そのうち村長を以下ということになるわけなんで、ちょっと今一つそこが分かりにくいのと、村が主催して村の事業として関係者の方を視察すると

というのは普通のパターンだと思うんですけど、委託をしてしまうというのはすごく丸投げみたいに映るので、その点、そういった点のないように質問というよりは、その辺は肝に銘じて取組まれるべきじゃないかなというように思います。

三つ目については他の議員もいろんな疑問があつてですね、あの多少申しましたけども、利益相反になるんじゃないということも指摘しておりますので、その点についてはそうならないということの、あのまあこれも要望になるかも知れません。もう少しそこ論点整理して、後日でも回答いただいたらありがたいというふうに思いますし、ここに委託料で各種いろんな事業が上がっております。まあこれは国の交付金等のための、ある面ではメニューかとは思いますが、もう少しそれぞれの具体的なものが決まり次第ですね、あの提供いただきたいと、それからすいませんいろいろと、もう一つは、そういった面でも議会としての、この一年間のチェックっていうものをどのようにしていくかっていうことで、議会の誰かが監査に入るとか、あるいは議会の場で事業の進捗についてご説明いただくとか、その辺について村長の方から、今後の当面、この一年間の方向性を答弁いただいたらというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まずは、デイサービスの関係でありますけれども、これあの村の支援が考えられないかと社協に対してということでありまして、現状で社会福祉協議会の方でこのデイサービスになっていただきながら、この指定管理者の募集を進めていくということでありまして、現在、社会福祉協議会の方で、非常に厳しい状況の中で運営していただいているわけでありまして、村の方からは、この度の出捐金等の取り崩し等もしていただきながら、進めていただいている状況であります。今後、この指定管理者の選定というのをできるだけ早めに行っていきたいというふうにも考えておりますし、またその状況を見ながら、もし必要なことが出てくるようでありましたら、またその際には支援等も検討していきたいというふうに考えています。

次に、地方創生2.0の関係でございます。まずは、利益相反の関係ですけれども、これ現時点で、その利益相反に該当するようなことはないというふうに認識をしているところでありますけれども、今後の運営をしていくにあたって、そういったことがないようにしっかりとチェックしながらですね、進めていきたいというふうに思います。

また議会の方にもですね、あの必要に応じて情報提供させていただきながら、チェックということで申し上げますと、村の出資が半分入っている団体でございますので、決算についても決算後、決算が4月の30日ぐらい、来年度の4月の30日は1回目の決算ということになるかと思っておりますので、決算終了後に、また議会の方で報告をさせていただきたいというふうに考えているところでござい

す。

いずれにしても情報提供させていただきながら、進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員 3 回目、最後です。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。なかなか答弁が噛み合わない感じがするんですけども、2 点目に聞きました視察ですね、地方創生の視察というのも、これもあの公社の方に委託というのでいうと、どうもどうなんだろうと、本当に村としての取組になるのかっていうね、まあ丸投げみたいになるんじゃないかっていうふうな危惧を持ってるということを踏まえて、この辺の検討をいただきたいし、できればどういった趣旨でそういう視察をされるのかっていうのを、ある程度決まった段階では情報提供いただきたいなと思います。

それから公社の決算については、当然、決算報告はあるかと思いますが、とりあえずまずこの 1 年間はですね、来年度の年度末を待たずして、やっぱりどういうふうに進められつつあるのかっていうのを、9 月議会等でも少なくとも現状報告いただいて、課題も含めて情報提供いただきたいなと思いますので、それは議会というよりは村民にとっても非常に大きなテーマだというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。要望になるかと思います。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの視察研修に関しましては、先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。なるべく機動的にできればなというふうな思いでございます。あの対象としましては、公社の関係者だけというわけではなくてですね、村民の方等も含め、何かこう取り組みたいことがら、たとえば何かの特産品を作っていこうとかっていうのが出てくれば、そういったところの先進地を見に行ったりというようなことを想定するところでありまして、あのこれあの丸投げというわけではなくて、村としてもしっかりそこは意見を言いながら、進めていければというふうに考えています。

また、情報提供の件につきましても一つには村の PR をしていくというのが、この公社の設立の一つの大きな目的でもありますので、村民の皆さんや後はまあ村外にもしっかりと情報を提供しながら、もちろん議会の皆様にも、情報提供しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。社協の問題です。村長に所見を伺いたいんですけれども、まず今年度説明資料の中で事業の内訳に、デイサービスセンター等とありますけど、これはトレーニングルームのことでしょうかという点が 1 点と、この等は何を指してるのかなと思いました。それとあの先ほどの同僚議員と少し重なるかもしれませんが、やっぱり私ね、介護保険ができてから 25 年目ですちょうど、当時は私も議員になったばかりの時だったんですけれども、あの夢のような制度がスタートするんだなあと、介護を荷なっとった特に主婦、女性が大喜びした制度です。それで社協の方も言うておられましたけど、見直しの度にそこ期待してたんだけど、見直しの度に介護報酬は減る、ですから事業所の収入が減る、そういったことを繰り返し、今現在があるということをお聞きしました。

そこで私村長にお聞きしたいのは、本当に公的な性格を持った社協が、事業を辞めるということはやっぱりあのノウハウを持ったあの民間ですから、採算面などでもかなりシビアな形でされると思うんですけれども、すでにもう、そういった対象者がおられるやに聞いてますけれども、民間が受けがたがない利用者についてのサービスなんですけど、これはやはり村長に頑張っていただきたいということで、このようにたとえば 40 歳から介護保険料は年金から天引きされ払って、年金から天引きされて、皆さんがあの支払ってるんです。今ここ高齢化して年取って、80、90 歳になって民間から、ちょっとあのお宅断らせてもらいますというような事があっちゃなんだろうと思うんですけれども、そういったことにならないように、ぜひとも日吉津村の福祉の充実っていうことを訴えたいんですけれども、これに対しての村長のお考えを聞かせてください。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まずデイサービスセンター等というふうな表現がありますけど、これ今の筋力トレーニングの所のことを指すものではありません。具体的には、デイサービスセンターということで考えていただければ良いかと思います。

次に、介護保険の関係でありますけれども、介護保険、民間でやっておられる事業者もたくさんあるわけございまして、そういった民間の力によっても介護の仕組みというのが支えられてきているわけでありまして、併せて社会福祉協議会で行っていただけてます介護予防事業において、介護にならないような取り組みというの成果を出しつつあるというふうに認識をしているところであります。今後は、民間に担っていただきたいということで、この度、指定管理者という制度を導入を目指すわけありますけれども、実際にそのどのような議員がおっしゃるような、受け入れができないというようなことがある、ちょっと想定されるのか分かりませんが、基本的にはその民間事業者でしっかりと荷っていただけるものだというふうに考えてはおりますけれども、やはりその辺りでは

すね、また導入後も状況をしっかりと見ていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） どのような状況になるのか見当がつかないという事の、ご答弁がちょっと信じられないんですけど、もうすでに全国でこういった例がたくさん出てます。あの民間って本当にシビアだと思いますので、その辺を社協もいっしょになってやっていただくんですけども、やはりあそこの施設は、村民にとっては日吉津村の福祉の拠点だと思っております。ですので、そういったことでありますから、もう少しそういった本当に介護の必要な人を取りこぼすことがないような心構えで、村長にはあの向かっていただきたいということで、また要望になったのかも知れませんが、ともよろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの基本的には、民間事業者でもしっかりとやっていただけるという認識でいるところでありますけれども、議員おっしゃいますような状況については、注視をしまいたいということで答弁させていただきました。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。他にございませんか。

河中議員。

○議員（7番 河中 博子君） 7番、河中です。日吉津村づくり公社について、ちょっと3点ほど伺います。まず、概要書に沿って伺いますけれども、村内のアンテナ店舗の整備、先ほどの説明ではアンテナ店舗と言ったら、まあ新鮮市場だというようなことをおっしゃったんですけども、村内のアンテナ店舗の整備に約4,600万と書いてありますが、これは主には日吉津村づくり公社設立という意味に捉えていいんでしょうかというのがまず1点。

それからその下、農業食品加工とダラダラと書いてあります。地域の特産品とかブランドの開発とか書いてありますけれども、どういったものを特産品、いちじくなのか、いちごなのか、農業は何なのか、それぐらいのことは具体的に考えておられるでしょうから、品目をちょっとこういうことを考えているということを教えてください。

もう一点、国の補助金が3年間あるので、できるだけずっとこれを取っていききたいというような言葉がありました。まあ1年ではなかなか軌道には乗らないでしょうけれども、何年後にこれがスムーズにラインに乗せられて、国の補助金をその間ずっと、まあ最低3年間はもらっていくと、そういう意味でしょうか。この3点お願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず村内のアンテナ店舗の整備ということに関しましては、これはあの整備事業の費用ということで、いわゆる改修費と思って見ていただければ、理解していただければいいかというふうに思います。想定と致しましては、村内にあります新鮮市場、こちらの開いてるところを活用して、この日吉津村のいいものを売っていくような場ができれば、あるいは集まっていたいて、ちょっと食事なりお茶飲んでいただくようなこともできるのではないかということで、そういったことを想定して、この整備工事の費用としてこれは上げさせていただいているのであります。

次に、加工の関係でございますけれども、これあの今年度、どういったものがあるかということ、この費用の中で試作等も行いながら、検討していきたいというふうに考えているところであります。

これまで農業者の皆様と、意見交換をする中で声が上がっているのは、さつまいもですとか、あるいはいちじくですとか、そういったものはいいのではないかというような、お声はお聞きしているところでありますので、そういったものをまずは候補として検討を進めていきたいというふうに考えています。

もう1点何でしたかいね、すいません失礼しました。国の交付金3年間ということで、令和7年度本年度より3年間ということでありますので、この期間において日吉津村づくり公社の方ですね、安定的な経営ができていくようにということで、なるべく早くそういった安定的な運営ができるようにということで、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山路 有君） はい、河中議員。

○議員（7番 河中 博子君） わかりました。先ほど、ちょっと申し上げましたけれども、要するに食品加工とかなどは、この3年間の内でもう商品化されてラインに載せていけるという、あの想定ですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。できるだけ早く、そのようなラインに載せていけるように、頑張っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山路 有君） ほかに、橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。2、3点質問させていただきたいと思います。このあれですね、地方創生マネジメント事業部地方創生2.0、新たな産業づくり事業ということで、本日の

議会全員協議会で説明を賜ったところがありますが、この件を、若干ちょっと整理をしてみたいと思いますが、まず、この国庫金でこれらの新しい地方経済生活環境創生交付金（第2世代交付金）というものが、4月初旬に決定をしたということの報告がございました。

合計金額が、3,237万5,000円ということでありました。そしてその中の50万円は、これは使途別に振り分けられたようではありますが、50万円の企画費、そして商工振興費で3,087万5,000円ということで、用途別に50万は先ほど来、質疑が同僚議員からもありましたとおり、先進地視察の研修委託料の100万円の内の2分の1、そして商工振興費は、これらの別事業の委託料として約6,000万強の半分ということの2分の1ずつの充当であるということ伺いました。そしてちょっと今ここで、これ3回しかできませんので確認をまずしておきたい。

というのは、これらの事業を充当するために村長は、日吉津村日吉津村づくり公社を5月の1日に設立をしたという報告がございました。結局、この公社にこれらの事業を委託をし、今後運営をしていくということの説明があったわけではありますが、まず基本的な問題でこの公社の公社とした理由、たとえば協会であつたりだとか、たとえば隣の米子市のだつたりしますと、観光協会というのは副市長がなってます。副村長がおられますので、私その辺の見解もお聞きしたいと思って、村づくり協会等にしてですね、新たな村民等を広く募集をして、参画をしていただいてやる方法もあつたのではないかと、あえてこれ公社にするということは、公金を使えるようにする目的があるがためにこのような形にされたのか、まず、その辺を明確に使途目的と、それからこの名前の名称についてのコンセプト、それは何であつたのかをまずお答えをいただきたいというのと、それからこの50万円ですね、これはあのあそこ今のこの公社にまず拠出をして、そこで地方創生のこの視察研修を行っていただくための50万円を出しますから、村の50万円を上乗せした100万円で事業としてやってくださいねということの説明があったわけではありますが、これは100万円というものがボンといきなり出たわけがないと思いますので、やはりこの積算根拠の確認も私は議員として伺いたいと思いますので、これはいつどこに、誰がどのような格好でこの100万円を事業として行なっていくために、これの100万円の積算根拠をここで計上されたのか、その部分のディテールをご説明いただきたいというのが、この公社に委託する説明根拠ということで、公社という名称、それからこの視察研修の積算根拠、まず、その点の2点についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず、村づくり公社という名称についてでございますけれども、これいかなる名前にしようかっていうことでいろいろ考えたわけでありましてけれども、公社とさせていただきますのは、まず、非常にこの日吉津村のためにやっていこうということで、この

公という文字を使わせていただいています。この国の交付金等も活用しながら、この日吉津村の村づくりを一步進めていこうということで、官民連携して進めていくということで立ち上げたわけですが、あくまでも村のためにやっていくんだ、公のためにやっていくんだということで、この公社というような名称にしたところであります。あの協会のようにして、さまざまな方たちを声かけても良かったのではないかとというご指摘もいただきました。これ今後ですね、事業をいろいろ展開していくにあたっては、さまざまな村民の方達のご協力が必要なのは間違いないことであると思いますので、この度、公社というまず形ができましたので、今後、村民の皆様にもいろいろな形で参画をいただきながら事業は進めていきたいというふうに考えています。

次に旅費委託費の 100 万円の積算根拠ということでありまして、先ほども御答弁を申し上げましたけれども、行き先についてはまだ決まったものではございませんで、今後その、どういったことをしたいか、何を作りたいかというようなことを見ながらですね、行き先は具体的には考えていくということになるかと思っておりますけれども、ちょっとあの具体的に、あの実際の積算根拠は今ちょっとここで数字がないので申し上げられませんが、通常ですとだいたいあの東京であったら、一人 10 万円とかの 10 名とかそういったことではないかなと思っておりますけれども、またちょっとこれ調べて答弁をご回答させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） ということで、先ほどの答弁では積算根拠については今現在明確に答弁できないので、改めてその根拠についての回答をさせていただくということで、それには時間を猶予を設けますので報告はきちっとしていただければというふうに思います。いきなり 100 万円の根拠が出たわけではないと思いますので、そのような乱暴な数字はないと思っております。ということでその 2 点についてはご報告いただきましたので、次に進みたいと思います。

まず、次ここで、この公社の設置場所は日吉津村大字日吉津 1026 番地の 1 ということで、要するに新鮮市場の敷地のあの建物の中であります。現在、あそこは、もともとあった店舗のいちばんイオン側のところは、かたおかのお肉屋さんが撤退をされまして、その次は木村鮮魚さんが天ぷら屋さんを空き店舗のところを使っただけでもっとありがたいです。そしてその隣は元々の木村鮮魚さんの店舗であります。そして、その次が山芳海産さんのお魚屋さん、そしてその次が山芳さんの海鮮どんぶりの食堂になって、それからその次がラーメン屋さんがやっていただいているとか埋まっているということの状況であります。

それでまあ確かにあそこを使っただけということのそこはあのいいところでやっていただけるなとい

うふうに、私もありがたく思う一人なんですが、そこで今回、ここの予算書の5ページの商工費部分で委託料が6,055万、そして負担金補助の部分で地域資源の活用商品開発の部分で120万乗っておりますので、ここで補正額が6,175万ということで結構な額が残っております。こうしていきますと、年間の予算額の約2パーセント近いものが、これで充当しようという計画であります。そうしていく中で何を申し上げたいかという、ここの今現在、この今日いただいた日吉津村づくり公社の概要のこの3番ですね、発起人出資及び出資額、今回ここで4名の方が列記されております。まず日吉津村長中田達彦氏が出資金100万円のうち50万円、これは村から出てきます。そして次には、株式会社、これは固有名詞申し上げても差し障りがないと思います。株式会社伯耆のきのこ代表取締役三嶋真樹、そして株式会社日吉津物産代表取締役中田達彦氏、そして個人名でありますか浅野真澄氏、この村長のけて後は3名の団体であります。そこでこの株式会社ひえづ物産の、ここから今回、この公社をされるということの、ひえづ物産には現在、村長はこれは代表になっておられますから、ここで管理運営なり、決算やら云々をおまかせされてる、計算されてる方が確か月額3万か4万かなんぼだったかな、あるはずです。それでこの方の処遇の部分と、ここが大変私リンクして、そこをお伺いしてははっきりしておきたいことがあります。と言いますのが、日吉津物産は先月綺麗に外装工事されましたね。それで何を申し上げたいかという、今回4,585万円のこれ改装工事費が委託されます。これは村の規約、条例だったかな、確か5,000万だったかな、それ超えると入札なり云々というのがあったと思いますけど、これを4,500万これあのどういうふうにされます。あの匿名なのか、随契なのか、入札なのか、これ大変私興味持っておるところであります。今までなかった業者さんが、先般足場と塗装工事やられてたので、その辺はどこからどういうふうになってきたのかな、そうするとこれらの関係ははっきりしておかないと、今後そらの利害関係を、私はまたなんかの場面で言わなくてはならないことが起きてくるんじゃないかなというふうに思ってます、ただ単純に村づくり公社の云々だけでは済まない。これのひえづ物産との関係がすごくリンクしてるというふうに思いますので、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず先般、新鮮市場の外壁の塗装がされたということでありますが、こちらにつきましてはひえづ物産の事業として行なったものであります。取締役会の方でもお話をさせていただきまして、その上で工事を、ちょっと雨漏り等があったということでございましたので、吹き込んで、それを今緊急的にやらなければならないということでさせていただいたものであります。

この次の村のアンテナ店舗の整備、こちらにつきましては、これはちょっと場所はあのまだ決定は

していませんけれども、空いてところの一角を改装をしてという費用で考えているところでありますので、先ほどの壁の改装とは別の事業ということで認識をしていただければいいかというふうに思います。あのまだ整備内容についても詰まっておりますし、これから協議をしていくわけでありましてけれども、その発注の部分についてもですね、まあしっかりと法令にしたがったようなやり方でいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） はいそれで最後になります。今の答弁の中ではっきりしなかったのは、今後はっきりしていきたいなということは言われましたが、実際、私が持ってるのはその匿名なのか、随契なのか、どういうふうな発注の入札なのかの発注の仕方については、これは日吉津村村づくり公社が発注されるんでしょう。村が発注するわけじゃないですか。それでこれ一番大口は発起人の所の出資者であるように、日吉津村村長中田達彦氏、出資額 100 万の内の 2 分の 1 ですから大口じゃないですか。発注者は、これでいけば通常、村長が発注することになりますね。

ちがいますか、その部分のことを私は申し上げたので、それでこういう場合にはどのようにされていくのかなということを、私は今思ったものですから、その辺の考えはいかがでしょうかということをお伺いしたわけですのでまあそれだけ聞いて終わります。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。こちらの整備費につきましては、委託料というふうにあげさせていただいているところでありまして、この度設立をいたしました村づくり公社の方に委託するのか、あるいは日吉津物産の方に委託をして実施するのか、この辺りも今後詰めていく段階であります。いずれにいたしましても、国庫の交付金も入っているところでありますので、しっかりと、そこは法令に従った運用、なんといいですか、をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 31 号に対する質疑を終わります。

これから議案第 31 号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。本は原案のとおり決定す

ることに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付託されました議案はすべて議了いたしました。ここでしばらく休憩いたします。
ご苦勞様でした。

午後 0 時 20 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

[山路議員退席]

追加日程第 1 議長辞職の件

○副議長（松田 悦郎君） 再開いたします。地方自治法第 106 条第 1 項の規定により議長を交代いたします。

山路有議員から議長の辞職願が提出されています。お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（松田 悦郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、議長辞職の件を議題とします。職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（里 英樹君） 令和 7 年 5 月 9 日 日吉津村議会副議長松田悦郎様、日吉津村議会議長山路有。辞職願、この度一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されますようお願い出ます。
以上です。

○副議長（松田 悦郎君） お諮りします。山路有議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（松田 悦郎君） 異議なしと認めます。したがって、山路有議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

[山路議員着席]

○副議長（松田 悦郎君） ここで、暫時休憩をします。

午後 1 時 33 分 休憩

午後 1 時 42 分 再開

追加日程第 2 議長選挙

○副議長（松田 悦郎君） 再開いたします。ただいま議長が欠員となりました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松田 悦郎君） 異議なしと認めます。したがって議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第 2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行われます。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松田 悦郎君） ただいまの出席議員数は 10 名です。立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、よって立会人に斉田光門議員及び石原浩明議員を指名します。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（松田 悦郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

○副議長（松田 悦郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（松田 悦郎君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名の記入記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（里 英樹君） それでは順番にお呼びいたします。1 番、斉田光門議員、2 番、加藤修議員、3 番、江田加代議員、4 番、長谷川康弘議員、5 番、前田昇議員、6 番、石原浩明議員、7 番、河中博子議員、8 番、橋井満義議員、9 番、松田悦郎議員、10 番、山路有議員。

○副議長（松田 悦郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松田 悦郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。斉田光門議員及び石原浩明議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（松田 悦郎君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち有効投票 8 票、無効投票 2 票、2 票は白票であります。有効投票中山路有議員 6 票、河中議員が 1 票、松田議員が 1 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、山路有議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖をときます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松田 悦郎君） ただ今、議長に当選されました山路有議員が、当議場にいらっしゃいますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。当選承諾及び挨拶を求めます。

○議員（10 番 山路 有君） ただいま日吉津村議会議長選において選任されました山路でございます。本当にこの議長ということの重責を、今感じているところでございます。公約としては、先ほど所信でも述べましたように、村民の皆さんにより身近に感じていただけるような議会活動を今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

具体的には議会モニター制度、また日曜議会、どんどん村民の皆さんがこの議場また委員会室等に足を運んでいただく、また議長室でもいろいろ相談を持ちかけられるような場所づくりをしたいというふうに思っております。本当に、今日はご支持いただきまして改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○副議長（松田 悦郎君） それでは議長を交代したいと思います。議長選挙にご協力のほどありがとうございました。これで私の方の仕事が終わりになりましたので、山路議長よろしく願いいたします。

休憩いたします。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 1 時 59 分 再開

追加日程第 3 議席の一部変更の件

○議長（山路 有君） それでは再開いたします。追加日程第3、議席の一部変更の件を掲げておりますが、山路有議員が当選し、議長に就任することを受託しましたので、追加日程第3、議席の一部変更の件は削除いたします。

追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（山路 有君） 副議長松田悦郎議員から副議長の辞職願が提出されています。お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。地方自治法第117条の規定により松田議員の退席を求めます。

〔松田議員退席〕

○議長（山路 有君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（里 英樹君） 令和7年5月9日、日吉津村議会議長山路有様、日吉津村議会副議長、松田悦郎。辞職願、この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上です。

○議長（山路 有君） お諮りします。松田悦郎議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、松田悦郎議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時08分 再開

〔松田議員着席〕

追加日程第5 副議長の選挙

○議長（山路 有君） それでは再開いたします。ただいま副議長が欠員となりました。お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第 5、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（山路 有君） ただいまの出席議員数は 10 名です。立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に斉田光門議員及び石原浩明議員を指名します。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（山路 有君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山路 有君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。点呼を命じます。記載漏れはございませんか。

○議会事務局長（里 英樹君） 1 番、斉田光門議員、2 番、加藤修議員、3 番、江田加代議員、4 番、長谷川康弘議員、5 番、前田昇議員、6 番、石原浩明議員、7 番、河中博子議員、8 番、橋井満義議員、9 番、松田悦郎議員、10 番、山路有議員、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。斉田光門議員及び石原浩明議員、開票の立会をお願い致します。

〔開票〕

○議長（山路 有君） それでは選挙の結果を報告いたします。投票総数 10 票、これは先ほど出席議員数に符合しております。そのうち有効投票 6 票、無効投票 4 票、4 票は白票であります。

有効投票中、前田昇議員 6 票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票です。し

たがって、前田昇議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖をときます。

[議場閉鎖]

○議長（山路 有君） 当選告知、ただいま副議長に当選されました前田昇議員が当議場にいらっしゃいますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知を致します。当選承諾及び挨拶をお願い致します。

○議員（5 番 前田 昇君） ただ今の選挙で副議長に選任をいただきました。大変ありがとうございました。前田です。不十分な点やあるいはですね、私自身の性格から皆さんの意に沿わないようなことも時々あるかと思いますが、それは皆さんのご指導もいただきながら、日吉津村の議会の発展のために尽くしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。どうも、ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） ここでしばらく休憩いたします。

午後 2 時 22 分 休憩

午後 3 時 35 分 再開

日程第 5 常任委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第 5、常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、常任委員の指名をします。

お諮りします。総務経済常任委員に松田悦郎議員、斉田光門議員、橋井満義議員、加藤修議員、山路有議員。

教育民生常任委員、河中博子議員、石原浩明議員、長谷川康弘議員、江田加代議員、前田昇議員。

広報広聴常任委員、石原弘明議員、斉田光門議員、江田加代議員、橋井満義議員、前田昇議員、以上 5 名をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はただ今指名いたしましたとおり、それぞれ選任することを決定しました。

それでは、常任委員会委員の選任に伴います常任委員長及び副委員長互選のため、それぞれ委員会をお開き願いたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 3 時 36 分 休憩

午後 3 時 37 分 再開

日程第 6 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第 6、常任委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。休憩中に開かれました各常任委員会におきまして、委員選任に伴います委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果、総務経済常任委員長に松田悦郎議員、副委員長に斉田光門議員。教育民生常任委員長に河中博子議員、副委員長に石原浩明議員。広報広聴常任委員長に石原浩明議員、副委員長に斉田光門議員、以上のとおり、それぞれ決定しましたので報告いたします。

日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 日程第 7、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって議長が指名することになっております。

お諮りいたします。議会運営委員に橋井満義議員、松田悦郎議員、河中博子議員、石原浩明議員、前田昇議員、以上 5 名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり、それぞれ選任することに決定しました。

それでは議会運営委員の選任に伴います、委員長及び副委員長互選のため、委員会をお開き願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 38 分 休憩

午後 3 時 39 分 再開

日程第 8 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第 8、議会運営委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。休憩中に開かれました議会運営委員会におきまして、委員選任に伴います委員長及び副

委員長の互選が行われました。その結果、議会運営委員長に橋井満義議員、副委員長に松田悦郎議員、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

追加日程第6 行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告

○議長（山路 有君） お諮りします。行財政調査特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を、日程に追加し報告したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、行財政調査特別委員会委員長、副委員長の互選の結果を日程に追加し報告することに決定しました。

休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時42分 再開

○議長（山路 有君） 追加日程第6、行財政調査特別委員長副委員長の互選の結果を報告いたします。行財政調査特別委員長に前田昇議員、副委員長に松田悦郎議員が互選されましたので報告いたします。

追加日程第7 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（山路 有君） 江田加代議員から鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出され、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じました。

お諮りします。鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第7、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定

しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に前田昇議員を指名します。お諮りします。ただいま指名しました前田昇議員を、後期高齢医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、前田昇議員が鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を致します。

----- . ----- . -----

○議長（山路 有君） 以上で本臨時会に付議された議案はすべて議了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和7年第2回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午後3時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員